

京都ボランティアバンク補助金 Q&A 集

京都ボランティアバンク補助金をご活用いただく際に、予測される質問および本会へ多く寄せられた質問をもとに Q&A 集を作成しました。御参考下さい。

① スタートアップ支援補助金

Q1. 令和7年度に申請を考えていますが、団体を設立するのは令和7年4月以降(令和7年度内)になります。申請する事はできますか。

A. 設立後の団体が対象となるため、申請する事はできません。次年度(令和8年度)に設立1年目として、申請が可能です。

Q2. 地域における買い物支援として、希望者のお宅からスーパーまで、送迎活動を行います。ガソリン代等の経常経費に活用することは可能ですか。

A. 事務費ではなく事業費なので可能です。経常経費の内、申請事業に関する費用に限り、対象となります。

② 地域生活課題支え合い補助金

Q3. 種別の異なる活動について、高齢者サロンで健康体操を行っていますが、カラオケも行いたいと思っています。活用できますか。

A. 活用できません。活用できる一例として、高齢者サロンに加え、参加者で加齢等により来られなくなった方に対し、訪問活動を行うなど、新たな展開をされる場合は活用いただけます。

③ 京都ボランティアバンク補助金全体について

Q4.4-(2)は学生のみで構成された団体が行う活動のみを指しますか。

A. 学生のみで構成された団体が行う活動の他、青少年団体等が呼びかけて行う活動も含まれます。

Q5. 4-(2)について、フォークソング部で活動をしています。毎年学校で行っている部活動とは別に、地域の福祉施設で音楽を披露しようと思っています。対象の活動となりますか。また、新しいCDの購入費用や交通費は経費の対象になりますか。

A. 新しいCDの購入費用は部活動でも使用できるため対象とはなりません、交通費については対象となります。

Q6. 補助対象外としている趣味的な活動やサークル活動について教えてください。

A. 会員同士の交流を目的とした活動や4-(1)については自分たちの活動の披露のみ等は対象外です。

Q7. まちづくり活動(例えば、清掃活動)は対象となりますか。

A. 4-(1)では対象となりませんが、4-(2)青少年が中心となって行うボランティア活動については、若い頃からボランティアに親しんでもらえるよう対象としています。

Q8. 備品購入に係る補助額について、※備品購入に係る補助額は、補助申請額の5割もしくは備品額の5割のいずれか少ない方を上限とします。とされていますが、具体的に教えてください。

A. 備品額4万円、申請額5万円の場合、備品補助額は最大 2 万円、その他の経費の補助額が 3 万円
備品額4万円、申請額4万円の場合、備品補助額は最大 2 万円、その他の経費の補助額が2万円
備品額4万円、申請額3万円の場合、備品補助額は最大 1.5 万円、その他の経費の補助額が 1.5 万円

Q9. 備品購入について、申請の際に提出した見積書物品(スピーカーA)から別の物品(スピーカーB)へ購入物を変更する事は可能ですか。

A. 備品購入の上限を超えない金額かつ、対象経費の 20%を超えないものについては変更可能です。20%を超えるものについては変更申請をもって再度審査を行いますので、申請書提出先に御相談ください。

Q10. 本補助金と同じ活動で他の助成金の採択を受けました。本補助金を利用できますか。

A. 他の助成金での不足分に対しては本補助金を充てることは可能です。

Q11. 市町村社会福祉協議会からも補助を受ける活動があります。市町村社会福祉協議会から補助を受けない別活動については、京都ボランティアバンク補助金に申請する事は可能ですか。

A. 団体ではなく活動に対する補助のため、可能です。

Q12. 申請していた取り組みが台風(災害)で中止になりました。準備期間に物品購入等により費用が発生しましたが、その費用についての補助金は認められますか。

A. 合理的な事由による中止については配慮しますので、市町村社会福祉協議会へ御相談ください。ただし、中止の決定時期が補助金審査前と決定後によって下記の通り、対応が分かりますので御了承下さい。

【審査前】取り組みが本助成の対象となった場合、実施した部分についての補助を行います。しかし、対象外となった場合は、補助は認められません。

【決定後】補助が決定された取り組みの中で、実施した部分への補助を行います。

京都ボランティアバンク補助金は、京都府内のボランティア活動を応援します。予算の限りがございますので、すべてにお応えする事は難しいですが出来る限り、取り組んでまいります。

ご不明点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。